

宮崎県警察生活安全部 X ページ運用ポリシー

宮崎県では「宮崎県ソーシャルメディア利用ガイドライン」で、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意事項を定めており、宮崎県警察本部生活安全部生活安全少年課もこのガイドラインに沿った情報発信を行っておりますのでご了承ください。

ソーシャルメディア利用ガイドライン

宮崎県ソーシャルメディア利用ガイドライン

運用ポリシー

宮崎県警察本部生活安全部生活安全少年課では、生活安全に関する各種情報やイベントに関する情報等を県内外の方々にお知らせするため、宮崎県警察生活安全部案内 X アカウントを運用することとし、当アカウントを通じての情報発信にあたり、利用者の皆様に誤解や混乱が生じないように、当アカウントの運用ポリシーを次のとおり定めます。

以下に定める事項をご確認いただき、同意の上、ご利用ください。

1 名前

宮崎県警察生活安全部

2 ユーザー名

@MP_seian

3 URL

https://x.com/MP_seian (外部サイトへリンク)

4 アカウントの管理者

宮崎県警察本部生活安全少年課

5 情報発信の目的

宮崎県民の方々の安全と安心のため、県内外の方々に各種情報やイベントに関する情報を発信することを目的とします。

6 情報発信をする内容

- ・ 犯罪発生情報（解決情報を含む）
- ・ 犯罪被害の防止対策に関する情報
- ・ 各種イベントに関する情報
- ・ その他、必要と認める情報

7 リプライ等への対応

リプライ、ダイレクトメッセージに対する返信は原則として行いませんのでご了承ください。

8 禁止事項

次の内容のリプライ、ダイレクトメッセージはご遠慮ください。下記事項に該当すると判断した場合は、予告なくコメントの削除又はアカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など宮崎県警察又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 宮崎県警察の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 宮崎県警察の発信する内容に関係のないもの
- (15) その他、宮崎県警察が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

9 著作権

当アカウントの投稿中に記載されている写真、イラスト、音声、動画及び記事等の著作権は宮崎県警察または正当な権利を有する者に帰属します。投稿内容について、著作権法上認められた場合を除き、無断使用・無断転載を禁じます。(なお、投稿内容のリツイートについては、無断使用・無断転載ではなく、コンテンツの共有に当たるので、禁止されるものではありません。)

10 免責事項

- (1) 本アカウントの投稿における情報の正確性及び完全性には細心の注意を払っていますが、それを保証する義務は負いません。
- (2) 利用者が、本アカウントを利用したこと又は利用ができなくなったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (3) 利用者により投稿された本アカウントに対するいかなるコメントについても一切責任を負いません。
- (4) 本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間等でトラブルや紛争が発生した場合も一切責任を負いません。

11 個人情報

当アカウントが掲載する個人情報については、宮崎県個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。

- ・個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
- ・個人情報は、本人の同意がある場合など宮崎県個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはありません。
- ・当アカウントを通して、宮崎県が個人情報を収集する際は、利用者の意思によって提供された情報のみとします。

12 お問い合わせ

- (1) 投稿内容についてのお問合せ

宮崎県警察本部生活安全少年課

【電話】 0985-31-0110

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）

- (2) 宮崎県警察への御意見、御要望・苦情等への対応

宮崎県警察ホームページによりお申し出ください。

- (3) 事件・事故に関する通報

事件・事故に関して緊急を要する場合は、110番通報又は最寄りの警察署若しくは交番・駐在所に御連絡ください。